

中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 中札内村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 （基本方針） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、村、<u>法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター</u> <u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2</u> <u>に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定</u> <u>介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業</u> <u>者をいう。以下同じ。）</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第 1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければ ならない。 5 （略） （従業者の員数） 第5条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>	目次 <u>第5章 雑則（第34条）</u> （基本方針） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、村、<u>法第115条</u> <u>の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援セン</u> <u>ター」という。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2 <u>に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定</u> <u>介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業</u> <u>者をいう。以下同じ。）</u>、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第 1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければ ならない。 5 （略） <u>6 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のた</u> <u>め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施</u> <u>する等の措置を講じなければならない。</u> <u>7 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たって</u> <u>は、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情</u> <u>報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （従業者の員数） 第5条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事</u> <u>業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23</u> <u>第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防</u> <u>支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指</u>

改 正 前	改 正 後
又はその端数を増すごとに 1 とする。	<u>定介護予防支援（法第58条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44</u>又はその端数を増すごとに 1 とする。
（管理者） 第 6 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） （略） （2） 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること_____	<u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに 1 とする。</u> （管理者） 第 6 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） （略） （2） 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （内容及び手続の説明及び同意） 第 7 条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及</u>

改 正 前	改 正 後
等につき説明を行い、理解を得なければならない。	<u>び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。
<u>3</u> （略） <u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	<u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u>
<u>5</u> （略）	<u>4</u> （略） <u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
<u>5</u> （略）	<u>6</u> （略）

改 正 前	改 正 後
6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) 8 (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3)～(8) (略) (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議	7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) 9 (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (3)～(8) (略) (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加す

改 正 前	改 正 後
_____をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(13) (略) (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。 (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。	<u>る場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。 (10)～(13) (略) (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。 (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回_____、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>a 利用者の心身の状況が安定していること。</u>

改	正	前	改	正	後
イ (略)			b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。		
(16)～(20) (略)			c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。		
			ウ (略)		
			(16)～(20) (略)		
			(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。		
(21)～(28) (略)			(21)～(28) (略)		
(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 <u>指定介護予防支援事業者</u> から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。			(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u> から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。		
(30) (略)			(30) (略)		
(運営規程)			(運営規程)		
第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。			第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		

改 正 前	改 正 後
<u>(6)</u> (略) (勤務体制の確保) 第22条 (略) 2・3 (略)	<u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) (略)</u> (勤務体制の確保) 第22条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u> <u>第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u>

改	正	前	改	正	後
(掲示) 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項</u> _____を掲示しなければならない。			(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (掲示) 第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる<u>重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）</u>を掲示しなければならない。 <u>2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</u> <u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> <u>(虐待の防止)</u> <u>第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (記録の整備) 第32条 (略)		

改 正 前	改 正 後
2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第19条に規定する 市町村への通知に係る記録 (4) 第29条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 (5) 第30条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) <u>第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) <u>第19条の規定による市町村への通知に係る記録</u> (5) <u>第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>
	<u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができ</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>る。</u>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。